

親の见えない契約・財産 入口メモ

1枚目は有料サービス。本人と相談し、分かるところを一つだけ記入します。

確認日：_____年____月____日 記入・確認した人：_____

1. 今回、本人と相談できたこと

共有する範囲	誰と、どの情報まで共有するか _____
--------	-------------------------

2. 有料サービスの名前と確認先

支払い経路は「直接契約」「アプリストア」など。IDやパスワードは書きません。

サービス・会社名	支払い経路	確認・更新月	公式窓口／次に確認すること

3. 解約・削除の前に残したいもの

写真・データ	残すもの、本人の希望、公式窓口への確認事項 _____
--------	--------------------------------

☐ まだ話していない ☐ 一部確認した ☐ 今回の分は確認した

契約ごとに死亡時の手続きは異なります。家族が勝手に操作せず、公式窓口へ確認を。

暗証番号・パスワード・カード番号・復旧コード・アクセスキーは書かないでください。

実家以外の不動産と、登記の確認

2枚目は確認の入口。売却の決定や、法務局への申請書ではありません。

確認日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 記入・確認した人： _____

1. 実家以外の土地・建物について

☐ まだ聞いていない ☐ 資料を確認中 ☐ 本人に確認した

本人が話したこと	地域・種類など。記憶と資料で確認した事実を分けます _____
書類の確認先	固定資産税の明細・登記の資料など。窓口や確認担当 _____

2. 登記上の名前・住所の確認状況

所有者の確認	確認した資料と日付。不明なら「未確認」 _____
住所変更の確認	変更時期／昔の住所の資料があるか。全文の転記は不要 _____
申出の確認	スマート変更登記の検索用情報：未確認・未申出・申出済み _____
次の相談先	法務局・司法書士など。聞きたいことを一つ _____

3. 次の一步を一つ決める

担当・確認日	誰が、いつ、何を確認するか _____
--------	------------------------

一覧証明は不動産の完全な把握を保証しません。検索条件を窓口で確認してください。

住所等変更登記と相続登記は別の手続きです。制度・期限は法務局の最新案内で確認を。

記入後は必要な人だけで保管・共有してください。手続きの代行を認める書類ではありません。

登記識別情報の符号・本人確認書類の番号・詳細な個人情報は書かないでください。